

## 重要な財産の処分制限について（案）

### 1 趣 旨

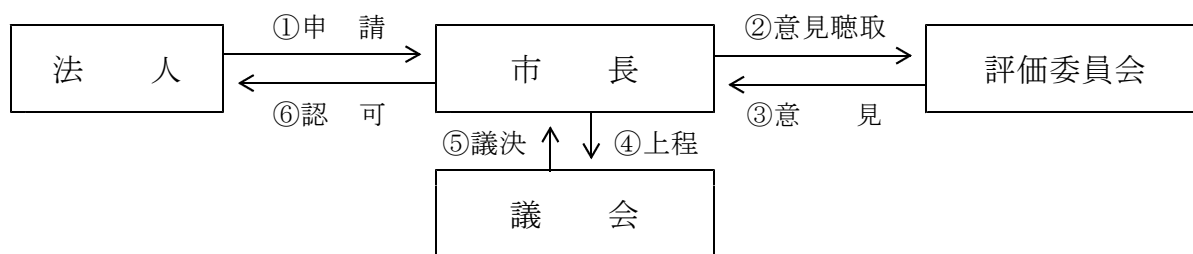
公立大学法人の業務運営の健全性を確保する観点から、条例により、重要な財産の処分について制限を加えるもの。

### 2 地方独立行政法人法の規定

第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（手続きの流れ）



### 3 重要な財産の内容

秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例および他都市の事例（市が設置団体となっている場合）に準じ、以下のとおりとする。

- （1）財産の種別 不動産、動産、不動産の信託受益権
- （2）基準金額 予定価格又は適正な見積価額が2,000万円以上  
（土地については、1件5,000㎡以上のものに限る。）

※1 秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は予定価格 2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いとする。

※2 他都市の事例

設置団体	大学名	基準金額	土地の基準面積
市	青森公立大学	2,000万円以上	5,000㎡以上
市	下関市立大学	2,000万円以上	5,000㎡以上
市	都留文科大学	2,000万円以上	5,000㎡以上
市	金沢美術工芸大学	5,000万円以上	5,000㎡以上
県	国際教養大学、秋田県立大学	7,000万円以上	20,000㎡以上